

仕様書

1 業務名

定山溪出張所警備業務

2 履行期間

令和4年10月1日午前8時45分から令和9年10月1日午前8時45分まで

3 対象施設の概要

(1) 所在地

札幌市南区定山溪温泉東4丁目315-4

(2) 竣工年月日

平成24年12月4日

(3) 規模

地上2階

(4) 延床面積

351.00 m²

(5) 職員数

4人

(6) 1日当たりの平均来庁者数

10人程度

(7) 開庁時間

午前8時45分から午後5時15分まで

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）（以下「休日等」という。）を除く

4 業務の内容

- (1) 定山溪出張所庁舎内の機械警備システムによる警備及び庁舎内・構内の巡回警備を行う。
- (2) 玄関、各室・窓及び金庫の施錠確認
- (3) 火災、盗難等の事故発見及び初期処置

- (4) 非常口灯、外灯等の点灯確認
- (5) 不使用灯の消灯
- (6) 消防設備の外観点検
- (7) 建物、設備等の破損及び不良個所の発見と連絡
- (8) 2階正面玄関風除室外側の出入口は、別に委託者の指示がある場合を除き、夜間及び休館日も施錠せず、同風除室と情報交流スペースとの間の出入口のみを施錠するものとする。
- (9) その他、警備の遂行にあたって必要な事項で、委託者と受託者が協議のうえ決定し、文書確認された事項

5 警備時間

午後5時15分から翌日午前8時45分までの15時間30分とする。

ただし、休日等については、午前8時45分から翌日午前8時45分までの24時間とする。

6 警備機器の設置

受託者は、定山溪出張所庁舎に自動警報機器を設置し、警備時間中、当該警報機器及び火災受信盤により感知される異常の有無を受託者の本部において確認し得るに必要な受信装置を設置する。

- (1) 警報機器及び受信装置は新品を原則とするが、履行期間中の業務遂行に支障をきたす恐れのない中古品の使用は可とする。
- (2) 設置された機器の所有権は受託者に帰属するものとし、機器の設置、修繕、撤去等に係る工事により、委託者の施設に損害を与えた場合は、原状に復さなければならない。
- (3) 受託者の本部の受信装置との間の電話回線には、断線時に対応できる機能を付加すること。
- (4) 定山溪出張所庁舎を、次の3区画に区分（別紙図面）し、それぞれ機械警備の開始及び解除ができるものであること。
 - ア 1階
 - イ 2階のトイレ及び風除室
 - ウ 2階のうちトイレ及び風除室を除く部分
- (5) (4)のイについては、別に委託者の指示がある場合に、機械警備を開始す

ること。

7 警備業務の対処

- (1) 警備時間中、受託者は管制担当者を定め、受託者の本部に設置される受信装置により対象施設の異常の有無を間断なく監視するとともに、午後10時から翌日午前1時までの間に1回以上巡回し、施設の安全を確保すること。
- (2) 受託者は、警備時間中、(1)による方法で対象施設に異常事態が発生したことを知ったときは、速やかに緊急要員を当該施設に派遣して異常事態の確認を行い、必要な措置をとるものとし、その結果を遅滞なく委託者に報告しなければならない。
- (3) 受託者は、委託者の指示があった場合には、(1)の巡回の際に2階正面玄関外側の出入口を施錠する。

8 警備員の要件

- (1) 警備員は、施設警備2級の検定資格を有する者、若しくは警備業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験3年以上の者であること。
- (2) 受託者は警備員に対して、業務を遂行する上で必要な教育、訓練（警備業法第21条第2項に定める教育等）を行うこと。

9 警備員の機密保持

警備員は、本業務において知り得た個人情報等の情報の機密を厳守し、外部に漏えいさせることがあってはならない。また、受託者は、業務に従事する警備員に対し、本業務において知り得た機密情報を外部に絶対に漏洩しない旨の誓約書を委託者へ提出させること。

10 備品等の破損

業務の実施にあたって、備品及び設備等を破損し、または破損箇所を発見したときは、直ちに委託者へ連絡のうえ、適切な処置をとらなければならない。

11 鍵の保管

本業務の目的のため、委託者が受託者に貸出した委託者の鍵は、受託者の責任のもとに保管されなければならない。

12 業務日誌

毎日の業務内容等を別紙に定める業務日誌に記載し、翌日までに委託者へ提出すること。

13 設置機器の保守管理等

(1) 受託者は、6に定める警備機器に関し、正常に機能することを毎日点検するとともに、毎月1回の保守点検を行うものとする。

また、故障等により作動に異常を生じたときは、遅滞なく警備上の安全処置を講じるものとする。

(2) 委託者の施設に設置した警備機器等について、契約期間中、本契約業務遂行に支障が生じた場合は、受託者の負担により補修するものとする。

14 機器のき損・紛失

12にかかわらず、委託者は契約期間中、委託者の責に帰すべき事由により受託者の設置した機器・部品をき損・紛失した場合は、その実費を受託者に支払うものとする。

15 契約終了等における機器の撤去

契約終了後または中途解約時において、委託者の施設に設置された機器・部品の撤去にかかる費用は受託者の負担とする。

16 環境負荷の低減に関する事項

本業務履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

(1) 電気、水道等の使用に当たっては、節約に努めること。

(2) 成果品に紙を使用する場合、古紙100%の再生紙を使用し、複数ページにわたる場合、原則として両面印刷とすること。

(3) 本業務において使用する商品、材料等は、極力環境に配慮したものを使用すること。

17 その他

(1) 受託者は、業務の遂行にあたって委託者と連携を密にし、事故等の問題が発生した場合には、必ず委託者に報告し、指示を受けなければならない。

(2) 警備業務の開始に当たっては、本業務の実施に支障が生じることのないよう、旧受託者から留意事項等の引継ぎを行うこと。

- (3) この仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ実施すること。

所長	次長	

別紙

(会 社 名)

定山溪出張所警備業務日誌

年月日	令和 年 月 日()	警備員名	印
-----	-------------	------	---

巡 回 点 検 項 目

防 犯 関 係		防 災 関 係	
①	玄関、各室・窓及び金庫の施錠確認	①	火災等の事故発見及び初期措置
②	盗難等の事故発見及び初期処置	②	非常口灯、外灯等の点灯確認
③	その他防犯に関する確認	③	消防設備の外観点検
		④	その他防災に関する確認

そ の 他

①	不使用灯の消灯		
②	建物、設備等の破損及び不良箇所の 発見と連絡		
③	自動警報設備の点検		

回数	巡 回 時 間	異 常 の 有 無	
第1回	時 分 ~ 時 分	<input type="checkbox"/> 異常なし	<input type="checkbox"/> 異常あり
	時 分 ~ 時 分	<input type="checkbox"/> 異常なし	<input type="checkbox"/> 異常あり
	時 分 ~ 時 分	<input type="checkbox"/> 異常なし	<input type="checkbox"/> 異常あり

特 記 事 項	

※ 本書は複写をもって受託者が作成し、翌日までに担当者へ提出すること。